



芦都道公第3005号
令和8年2月20日

芦屋市監査委員 阿部清司様
芦屋市監査委員 川島あゆみ様

芦屋市長 高島峻輔



定期監査（財務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和8年1月22日付け芦監報第21号で報告のありました定期監査（財務監査）の結果に基づき、都市政策部都市基盤室において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【道路・公園課】

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>(1) 行政財産の目的外使用許可の簿冊の保存期間（1年）が、関連して起案する調定伝票の保存期間（7年）よりも短くなっている。芦屋市文書取扱規程を参考に、行政財産の目的外使用許可についてもより適切な保存期間の設定を検討されたい。</p> | <p>(1) 芦屋市文書取扱規程に基づき、適切な保存期間を設定するように改めます。</p> |
| <p>(2) 随意契約業者決定書について、一部の委員が鉛筆で署名しているものが見られた。改ざん防止及び長期保存の観点から、鉛筆等消えやすい筆記用具の使用は控えられたい。</p> | <p>(2) 署名については、改ざん防止及び長期保存の観点から、ボールペンなどを使用するように改めます。</p> |
| <p>(3) 保管現金の確認について、現金取扱マニュアルに「保管金庫内は、現金移動の都度、移動がない場合でも毎日確認」することと規定されているため、これに基づき確認するよう改められたい。</p> | <p>(3) 現金取扱マニュアルに基づき、確認するように改めます。</p> |
| <p>(4) 納付書の納期経過後に納付されているものが散見され、中には納付書の納期を数か月経過して納付されているものも見られた。未納者に対して催告されているが、督促はされていないとのことだった。芦屋市財務会計規則第44条に「歳入徴収者は、歳入を納入期限までに納めない者があるときは、期限を指定した督促状により督促しなければならない」と規定されているため、督促するよう改められたい。</p> | <p>(4) 芦屋市財務会計規則に基づき、督促を行うように改めます。</p> |
| <p>(5) 行政財産の目的外使用料等について、納入通知書において納入期限が調</p> | <p>(5) 芦屋市財務会計規則に基づき、適切に処理するように改めます。</p> |

定日から15日を超えて設定されているものが見られた。芦屋市財務会計規則第30条に「納入期限は、別に定めがあるものを除き、調定の日から15日以内の日」と規定されているので、これに基づき処理するよう改められたい。

また、納付書に納入期限が記載されていないものがあつたため、記載するよう改められたい。

(6) 道路及び公園施設等包括管理業務委託について、仕様書で「補正部分(10%)のマネジメント経費は、当該年度の実績(減点ポイント数)をもとに決定し、各年度末に支払う」こととなっており、契約当初は仕様書のと通りの支払予定となっていた。9月の変更契約により10月以降のマネジメント費が増額されているが、その10%分(約7万円)は、年度末ではなく、通常の支払いと同様に2か月ごとに3回に分けて支払われていた。減点ポイントがなかったため結果として問題なかったが、今後の業務においては同様のことがないよう留意されたい。

(6) 今後、同様のことがないように留意します。

監査結果報告に対する措置について

【防災安全課】

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>(1) 消耗品は1件の見積り予定額が20万円未満であれば専行調達が可能だが、短期間のうちに同じ業者から複数回に分けて購入し合計金額が20万円を超えていた。物品購入事務処理要領に基づき、適正な経理調達事務を行うよう改められたい。</p> <p>(2) 消耗品や備品を購入する際は、競争入札参加登録業者から購入することが原則であるが、登録業者でない業者から備品を購入していた。物品購入事務処理要領に基づき、適正な事務を行うよう改められたい。</p> | <p>(1) 物品購入の際は、複数人で内容を精査し、物品購入事務処理要領に基づき、適正な経理調達事務を行います。</p> <p>(2) 物品購入の際は、複数人で内容を精査し、物品購入事務処理要領に基づき、適正な経理調達事務を行います。</p> |

監査結果報告に対する措置について

【都市整備課】

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>(1) 納入通知書において納入期限が調定日から15日を超えて設定されているものが見られた。芦屋市財務会計規則第30条に「別に定めがあるものを除き、調定の日から15日以内の日」と規定されているので、これに基づき適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>(1) 芦屋市財務会計規則第30条を改めて課内に周知徹底の上、今後は起案時および決裁時において、規定に沿った期限設定がなされているか確認し、適正な事務執行に努めます。</p> |